

海岸防災林の伐採木等の有効利用に関する要領

(趣旨)

第1 本県の海岸防災林（国有財産地に存する海岸防災林を除く。以下同じ。）から伐採等により発生する木質原料について、バイオマス等への有効利用を推進するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領において、用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 海岸防災林 海浜域に存在する森林のうち、飛砂、潮害の防備などの重要な機能を有する森林を保安林に指定し、治山事業として造成・維持・管理しているものをいう。
- (2) 伐採木等 海岸防災林から発生する伐採木・枝条や木製構造物等の木材をいう。
- (3) 集積ヤード 伐採木等を一時集積する土場であり、県が別に定める場所をいう。
- (4) 登録利用者 伐採木等の利用を希望する団体又は法人で、あらかじめ利用者として県の登録を受けた者をいう。
- (5) 一般利用者 伐採木等の個人利用を希望する者をいう。

(事業内容)

第3 伐採木等について、県は集積ヤードに分別・一時集積し、以下の方法により伐採木等の利用を希望する者へ無償で譲渡する。

- (1) 利用者事前登録タイプ
県が事前審査し認めた登録利用者に対して、伐採木等を譲渡するもの。
- (2) 個人自由利用タイプ
県が予め告知した日時・場所において、一般利用者を対象に伐採木等を譲渡するもの。

(登録利用者の資格要件)

第4 利用者事前登録タイプにより伐採木等を利用しようとする者は、次の各号全てに該当する者でなければならない。

- (1) 伐採木等を適切に利用できる団体又は法人であること。
- (2) 利用を希望した伐採木等を確実に搬出できる体制があること。
- (3) この要領に基づく活動全般に関し、善良な管理を行う資質と体制を有していること。
- (4) 宮城県又は市町と現に係争関係にないこと。
- (5) 暴力団又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと。

(利用者の登録)

第5 県は利用者事前登録タイプによる登録利用者を公募し、別記様式第1号により登録申請があった場合は、前項の資格要件により審査するものとする。

2 審査の結果、適格と認めるときは、伐採木の登録利用者として名簿に登載するとともに、当該申請者に別記様式第2号を交付するものとする。

3 前項の規定による利用者登録の有効期間は、知事が指定する3年間とする。

4 登録利用者は次に掲げる事項について変更があったときは、別記様式第3号にその事項を証明する書類を添えて、遅滞なく県へ届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 代表者の氏名又は住所
- (4) 伐採木等の利用目的
- (5) 電話又はファクシミリの番号
- (6) その他営業内容に関して重要な事項

5 登録利用者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者が、別記様式第4号により遅滞なく県に届け出なければならない。

- (1) 第4の規定に該当しないこととなったとき 代表役員
- (2) 合併により消滅したとき 法人を代表する役員であった者
- (3) 破産手続開始の決定により解散したとき 破産管財人
- (4) 合併又は破産手続開始の決定以外の原因により解散したとき 清算人
- (5) 利用のための業務の営業を廃止したとき 代表役員
- (6) 一年以上営業を休止しようとするとき 代表役員

(利用目的の制限)

第6 伐採木等の利用目的は、それぞれ以下の目的に制限することとする。

- (1) 木質バイオマスとしての利用に限る。ただし、太さ2cm以上の幹又は枝については、破碎又は焼却による使用に限る。
- (2) 伐採木等の転売は禁止する。

(実施方法について)

第7 県は、伐採木等の利用者を以下2通りの方法により決定し、伐採木等を引き渡すこととする。

(1) 利用者事前登録タイプ

イ 県は、登録利用者へ伐採木等の集積予定について別記様式第5号により連絡し、伐採木等の利用を希望する登録利用者は同様式に必要事項を記載の上、利用申込を行う。

- ロ 県は、利用申込のあった登録利用者から先着順で伐採木等の利用者を決定することを原則とし、その結果について別記様式第6号により登録利用者へ周知する。
- ハ 県は、登録利用者が固定価格買取制度（FIT 制度）の活用を希望する場合は、搬出時に立ち会うとともに、別記様式第7号により由来証明を行うものとする。
- ニ 登録利用者は、県が別途指示する日までに伐採木等を集積ヤードから搬出することとする。
- ホ 登録利用者は、集積ヤードから伐採木等を搬出し、利用した実績を別記様式第8号により県へ報告するものとする。

(2) 個人自由利用タイプ

- イ 県は、一般利用者に対して伐採木等を譲渡するため、別途日時・場所を定めて譲渡会を行うこととし、日程等について事前に公表することとする。
- ロ 県は、利用目的が第6の規定に合致していることを確認した上で、伐採木等を一般利用者へ引き渡すこととする。
- ハ 一般利用者は、県が告知した日時に県職員の立ち会いの下、自ら搬出を行うものとする。

(費用の負担)

- 第8 伐採木等を第7の規定に基づき集積ヤードに集積する費用は、県が負担する。
- 2 集積ヤードから伐採木等を搬出するための費用は伐採木等の利用者が負担する。

附 則

この要領は、令和6年1月22日から施行する。

伐採木等の利用登録申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
名称及び代表者名

海岸防災林の本数調整伐において発生する伐採木等の利用者登録をしたいので、指定の書類を添えて利用者登録を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の事項は、事実と相違ないことを誓います。

1 業種区分	
2 伐採木等の利用目的	例) バイオマス利用、発電燃料、チップ材
3 FIT 制度活用の有無	有 or 無
4 主な搬出先	
5 搬出体制	例) 委託(〇〇会社へ運搬を委託予定)
6 市町・県との係争の有無	有 or 無
7 担当者連絡先	担当部署： 担当者氏名： 電話番号： FAX 番号： メールアドレス：

※添付書類

- ・法人（協同組合等は除く。）にあつては登記事項証明書。協同組合等にあつては組合員の名簿
- ・定款又は規約
- ・別紙（暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）でないことの誓約書）

(別紙)

誓約書

当社(当団体)は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者」のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することのないことを誓約します。

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

(別記様式第2号)

伐採木利用登録書

登録番号

名称

年 月 日付けで申請のありました伐採木等の利用登録申請については、審査の結果、利用登録することが適当であると認定し、伐採木等の利用登録名簿に登載しました。

年 月 日

宮城県知事

記

1 登録期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 申請内容に変更が生じた場合は「伐採木等の利用登録申請内容変更届（別記様式第3号）」を提出してください。

3 海岸防災林の伐採木等の有効利用に関する要領第5第4項の各号に該当するときは、「伐採木等の利用登録抹消届（別記様式第4号）」を提出してください。

4 伐採木等の利用にあたっては、海岸防災林の伐採木等の有効利用に関する要領の規定を遵守することとし、伐採木等の転売は行わないこと。

(別記様式第3号)

伐採木等の利用登録申請内容変更届

年 月 日

宮城県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名
登録番号

年 月 日付けで登録のありましたこのことについて、申請内容に変更がありましたので届け出ます。

変更項目	変更前	変更後
商号又は名称		
住所又は所在地		
代表者の氏名又は住所		
伐採木等の利用目的		
電話又はファクシミリの番号		
その他営業内容に関して重要な事項		

※ 変更後の登記事項証明書等の確認書類を添付すること。

※ 変更する項目のみ変更前後を記載し、変更しない項目は「一」と記入ください。

(別記様式第4号)

伐採木等の利用登録抹消届

年 月 日

宮城県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名
登録番号

年 月 日付けで登録のありましたこのことについて、伐採木等の利用を終了しますので、海岸防災林の伐採木等の有効利用に関する要領第5第5項に基づき、利用登録の抹消を届け出ます。

(別記様式第7号)

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明及び譲渡書

年 月 日

殿

宮城県知事

下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明し、譲渡します。

記

1 木質バイオマスの種類	間伐（本数調整伐）材
2 伐採箇所	森林所有者 住所 氏名 森林の所在場所： 保安林
3 樹種	
4 伐採面積（ha）	ha
5 数量（m ³ ）	約 m ³

(別記様式第8号)

伐採木等の利用実績報告

年 月 日

宮城県水産林政部長 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名
登録番号

集積ヤードからの搬出			伐採木等の活用	
搬出日	種類(伐採木/防風柵等)	数量(m ³)	利用先	用途

添付書類

・搬出前後の写真